

日新薬品工業株式会社 一般事業主行動計画

すべての社員が職業生活と家庭生活の調和を図って、その能力をいかんなく発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日までの間

2、内容

目標1

産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行い、妊娠中や産休・育休中、あるいは職場復帰前後の社員に対し、安心して休業し、円滑に職場復帰できるための支援として設置した相談窓口を案内し活用の促進を継続する。

<対策>

令和7年4月1日～

産前産後休業や育児休業等の処遇、社会保険・雇用保険の各給付金等に関する説明資料を活用し、対象となる社員に制度を周知し活用を促す。

また、相談窓口の案内と活用促進を図るとともに、休業中の社員に対し相談窓口から適宜社内情報を提供する。

目標2

男性社員の育児休業の取得を促進し、取得者1人以上を目標とする。

<対策>

令和7年4月1日～

育児休業の対象となる男性社員の制度活用を促進するため、対象社員の把握に努め、適切な情報提供や面談等を行う。また、必要に応じ管理者に対し研修を実施する。

目標3

仕事と生活の調和を図り、働きやすい労働環境を実現するため、年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

令和7年4月1日～

全社員が年間5日間以上の有給休暇を計画的に取得できるよう、取得状況を適切に把握し管理者に情報提供する。また、有休取得促進のため、必要に応じ管理者による面談を実施する。